

4 幼稚園教諭免許状

(1) 次の基礎資格を有する者が、それぞれの所要単位を修得した場合に授与されます。(免許法別表第1)

免許状の種類		基礎資格 (備考1)			
幼稚園教諭	専修免許状	修士の学位を有すること。(大学(短期大学を除く。)の専攻科又は大学院の課程に1年以上在学し、30単位以上修得を含む。)			
	一種免許状	学士の学位を有すること。(文部科学大臣がこれと同等以上の資格を有すると認めた場合を含む。)			
	二種免許状	短期大学士の学位を有すること。(大学又は指定員養成機関に2年以上在学し、62単位以上修得を含む。)			
科目名 (備考3)		専修	一種	二種	
領域及び保育内容の指導法に関する科目	領域に関する専門的事項	健康 人間関係 環境 言葉 表現 上記のうち、1以上の科目について修得すること。 (免許法施行規則 第2条表備考1号)	16	16	12
	保育内容の指導法 (備考3)	保育内容の指導法 (情報機器及び教材の活用を含む。)			
教育の基礎的理解に関する科目 (備考4、5)		教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想 ----- 教職の意義及び教員の役割・職務内容 (チーム学校運営への対応を含む。) ----- 教育に関する社会的、制度的又は経営的事項 (学校と地域との連携及び学校安全への対応を含む。) ----- 幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程 ----- 特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対する理解 ----- 教育課程の意義及び編成の方法 (カリキュラム・マネジメントを含む。)	10 左の全ての事項にわたること。	10 同左	6 同左
道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目 (備考5)		教育の方法及び技術 (情報機器及び教材の活用を含む。) ----- 幼児理解の理論及び方法 ----- 教育相談 (カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。)の理論及び方法	4 左の全ての事項にわたること。	4 同左	4 同左
教育実践に関する科目 (備考6～8)		教育実習	5	5	5
		教職実践演習	2	2	2
大学が独自に設定する科目 (備考13)			38	14	2
合計			75	51	31

- 備考
- 1 基礎資格として、「日本国憲法」2単位、「体育」2単位、「外国語コミュニケーション」2単位並びに「数理、データ活用及び人工知能に関する科目」又は「情報機器の操作」2単位を、大学又は指定教員養成機関において修得していることを要します。（免許法施行規則 第66条の6）
 - 2 各科目の単位は、次のいずれかのものでなければなりません。（免許法 別表第1備考5、6号）
 - (1) 文部科学大臣が「当該免許状の授与の所要資格を得させるための課程として適当」と認めた課程（以下「認定課程」という。）において修得したもので、
 - (2) 認定課程以外の課程において修得したもので、当該者の在学する認定課程を有する大学が、「当該免許状の授与の所要資格を得させるための教科に関するものとして適当」と認めたもの。（上記(1)及び(2)の「認定課程」には、教科及び教職に関する科目の単位を修得させるために、大学（短期大学を除く。）が設置する修業年限を1年以上とする課程を含む。）
 なお、一種免許状に係る各科目の単位数は、短期大学の課程及び短期大学の専攻科（学位規則第6条第1項に規定する独立行政法人大学改革支援・学位授与機構が定める要件を満たすものに限る。）の課程においても修得することができます。ただし、この場合において、その単位数から二種免許状に係る各科目の各単位数をそれぞれ差し引いた単位数については、短期大学の専攻科の課程において修得しなければなりません。（免許法 別表第1備考8号）
 - 3 「保育内容の指導法（情報機器及び教材の活用を含む。）」、「教育課程の意義及び編成の方法（カリキュラム・マネジメントを含む。）」、「教育の方法及び技術（情報機器及び教材の活用を含む。）」は、学校教育法施行規則第38条に規定する幼稚園教育要領に掲げる事項に即し、育成を目指す資質・能力を育むための主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善に資する内容並びに包括的な内容を含まなければなりません。（免許法施行規則 第2条表備考2号）
 - 4 「教育の基礎的理解に関する科目」のうち、「特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対する理解」については、1単位以上を修得しなければなりません。（免許法施行規則 第2条表備考3号）
 - 5 「道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目」に「教育課程の意義及び編成の方法（カリキュラム・マネジメントを含む。）」の内容を含む場合にあっては、「教育の基礎的理解に関する科目」に「教育課程の意義及び編成の方法（カリキュラム・マネジメントを含む。）」の内容を含むことを要しません。（免許法施行規則 第2条表備考4号）
 - 6 「教育実習」の単位は、幼稚園（特別支援学校の幼稚部を含む。）、小学校（義務教育学校の前期課程及び特別支援学校の小学部を含む。）及び幼保連携型認定こども園の教育を中心としたものでなければなりません。（免許法施行規則 第2条表備考6号）
 - 7 「教育実習」の単位数には、教育実習に係る事前及び事後の指導（幼稚園以外の学校、専修学校、社会教育に関する施設、社会福祉施設、児童自立支援施設及びボランティア団体における教育実習に準ずる経験を含む。）の1単位を含みます。（免許法施行規則 第2条表備考7号）
 - 8 「教育実習」の単位数には、2単位まで、学校体験活動（学校における授業、部活動等の教育活動その他の校務に関する補助又は幼児、児童若しくは生徒に対して学校の授業の終了後若しくは休業日において学校その他適切な施設を利用して行う学習その他の活動に関する補助を体験する活動であって教育実習以外のものをいう。）の単位を含むことができます。ただし、この場合において、教育実習に他の学校の教諭の普通免許状の授与を受ける場合のそれぞれの科目の単位をもってあてることができません。（免許法施行規則 第2条表備考8号）
 - 9 幼稚園（特別支援学校の幼稚部を含む。）、小学校（義務教育学校の前期課程及び特別支援学校の小学部を含む。）又は幼保連携型認定こども園の教員として1年以上良好な成績で勤務した経験がある場合には、その年数1年につき1単位の割合で、「領域及び保育内容の指導法に関する科目」のうち「保育内容の指導法（情報機器及び教材の活用を含む。）」又は「教育の基礎的理解に関する科目」、「道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目」若しくは「教育実践に関する科目」（以下「教諭の教育の基礎的理解に関する科目等」という。）（「教育実習」を除く。）の単位をもって「教育実習」の単位に替えることができます。（免許法施行規則 第2条表備考9号）
 - 10 「教育の基礎的理解に関する科目」については8単位（二種免許状取得の場合は6単位）まで、「道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目」については2単位まで、「教育実習」については3単位まで、「教職実践演習」については2単位まで、他の学校の教諭の普通免許状の授与を受ける場合のそれぞれの科目の単位（現に修得した単位のみ）をもってあてることができます。（免許法施行規則 第2条表備考11号）
 - 11 「教育の基礎的理解に関する科目」に係る「教育課程の意義及び編成の方法（カリキュラム・マネジメントを含む。）」並びに「道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目」に係る「教育の方法及び技術（情報機器及び教材の活用を含む。）」については2単位（二種免許状取得の場合は1単位）まで、小学校の教諭の普通免許状の授与を受ける場合のそれぞれの科目の単位（現に修得した単位のみ）をもってあてることができます。（免許法施行規則 第2条表備考12号）

- 12 保育内容の指導法に関する科目の単位のうち、半数までは、小学校教諭の普通免許状の授与を受ける場合の教科及び教科の指導法に関する科目のうち、「各教科の指導法（情報機器及び教材の活用を含む。）」又は道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目のうち、「特別活動の指導法」の単位をもってあてることができる。（免許法施行規則 第2条表備考13号）
- 13 専修免許状に係る「大学が独自に設定する科目」の単位数は、当該単位数から一種免許状に係る当該単位数を差し引いた単位数（24単位）については、大学院の課程又は大学（短期大学を除く。）の専攻科の課程において修得したものでなければなりません。
また、「大学が独自に設定する科目」の単位については、「領域に関する専門的事項に関する科目」、「保育内容の指導法に関する科目」若しくは「教諭の教育の基礎的理解に関する科目等」、大学が加えるこれらに準ずる科目又は第21条の2第1項の規定による指定大学が加える科目について、単位を修得しなければなりません。（免許法 別表第1備考7号、免許法施行規則 第2条表備考14号）
- 14 専修免許状又は一種免許状授与の所要資格を得るために必要な科目の単位のうち、専修免許状又は一種免許状に係る「領域及び保育内容の指導法に関する科目」、「教育の基礎的理解に関する科目」、「道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目」の単位数から2種免許状に係る各科目の単位数を差し引いた単位数までは、指定大学が加える科目の単位をもってあてることができます。（免許法施行規則 第2条表備考15号）
- 15 専修免許状又は一種免許状を取得しようとする者が、一種免許状若しくは二種免許状を有する場合又はこれらに係る所要資格を得ている場合は、一種免許状又は二種免許状の欄の単位数は既に修得したものとみなします。この場合の単位の修得方法は、専修免許状又は一種免許状に係る各科目の単位数から二種免許状に係る各科目の単位数を差し引いた単位数について修得しなければなりません。
また、専修免許状若しくは一種免許状を取得しようとする者は、一種免許状又は二種免許状の授与を受けるために修得した科目の単位を、一種免許状又は二種免許状に係る各科目の単位数を上限として専修免許状又は一種免許状の取得のための各単位数に含めることができます。（免許法施行規則 第10条の2第1～3項）

(2) 次の表の基礎資格を取得した後、それぞれの在職年数と所要単位を充足した場合は、教育職員検定により当該免許状の授与を受けることができます。

(免許法別表第3)

	受けようとする 免許状の種類	幼稚園教諭 専修免許状	幼稚園教諭一種免許状 (備考3)	幼稚園教諭二種免許状	幼稚園教諭二種免許状	備考
	基礎資格	幼稚園教諭 一種免許状を 有している こと。	幼稚園教諭二種免許状を 有していること。	①大学に3年以上在学 かつ93単位以上修得 ②大学に2年以上在学 及び大学の専攻科に1 年以上在学かつ93単 位以上修得 上記いずれかに該当 し、幼稚園教諭二種免 許状を有していること。	幼稚園助教諭免許状を 有していること。	1 各単位は、認定課程(前記(1)備考2)によ るほか、他の課程(免許法認定講習等)にお いても修得することができます。 2 専修免許状を受ける場合の「大学が独自に 設定する科目」は、「領域に関する専門的事 項に関する科目」又は「保育内容の指導法に 関する科目又は教諭の教育の基礎的理解に 関する科目」のうち1以上の科目について、大 学院又は大学の専攻科(相当程度を含む。)に おいて修得した単位でなければなりません。 3 一種免許状の授与を受ける場合の単位に ついては、短期大学(相当程度を含む。)に おいて修得した単位は含むことができませ ん。ただし、短期大学の専攻科(学位規則 第6条第1項に規定する(独)大学改革支援・ 学位授与機構が定める要件を満たすものに限 る。)において修得した単位については、含める ことができます。(免許法 別表第3備考5号) 4 一種免許状又は二種免許状を受けようとする 者は、「領域に関する専門的事項に関する科目」及び「保育内容の指導法に関する科目又は 教諭の教育の基礎的理解に関する科目」以外の 科目の単位を修得するに当たっては、幅広く深 い教養を身につけるよう努めなければなりません。 (免許法施行規則 第11条第2項) 5 上記のほか、単位の修得及び在職年数の算定 方法については、「第3章」を参照してください。
	在職年数	3	5 6 7 8 9 10 11 12	3 4 5 6	6 7 8 9 10 11 12 13	
	合計(所要単位数)	15	45 40 35 30 25 20 15 10	25 20 15 10	45 40 35 30 25 20 15 10	
領域に 関する 専門的 科目	健康					
	人間関係					
	環境		左記のうち、1以上の領域に 関する専門的事項に関する 科目について修得すること。	同左	同左	
	言葉					
	表現					
	小計		4 4 4 3 2 2 2 1	2 2 2 1	5 4 4 3 3 2 2 1	
教育 の 内 容 の 指 導 法 的 理 解 に 関 する 科 目	第二欄	保育内容の指 導法に関する 科目	保育内容の指導法(情報機器及び教材の 活用を含む。)			
		小計(第二欄)		6 6 6 5 5 4 4	2 2 2 1	14 13 12 11 9 7 5 3
	第三欄	教育の基礎的 理解に関する 科目	教育の理念並びに教育に関する歴史・思想 教職の意義及び教員の役割・職務内容 (チーム学校運営への対応を含む。) 教育に関する社会的、制度的又は経営的 事項(学校と地域との連携及び学校安全 への対応を含む。) 幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学 習の過程 特別の支援を必要とする幼児、児童及び 生徒に対する理解 教育課程の意義及び編成の方法(カリキュ ラム・マネジメントを含む。)	全ての事項に わたること。		全ての事項に わたること。
		小計(第三欄)		11 9 7 6 4 4 3	7 6 5 4	11 10 9 8 7 6 5 4
	第四欄	道徳、総合的な 学習の時間等 の指導法及び 生徒指導、教育 相談等に関する 科目	教育の方法及び技術(情報機器及び教材の活 用を含む。) 幼児理解の理論及び方法 教育相談(カウンセリングに関する基礎的な知識 を含む。)の理論及び方法	全ての事項に わたること。	全ての事項に わたること。	全ての事項に わたること。
	小計(第四欄)		3 3 3 3 3 3 3	3 3 3 2	5 4 3 3 3 3 2	
	小計(第二欄～第四欄)		20 18 16 14 12 11 10 7	12 11 10 7	30 27 24 22 19 16 13 9	
	大学が独自に設定する科目(備考2)	15	6 6 5 5 5 4 3 2	6 5 3 2		
	その他の科目(備考4)		15 12 10 8 6 3	5 2	10 9 7 5 3 2	
	免許法の適用条項	別表第3、 同表備考4号	別表第3、 同表備考7号	同左	同左	
	免許法施行規則の適用条項	11条	同左	11条備考3号 12条前段	11条	

- (3) 次の表の基礎資格を取得した後、それぞれの在職年数と所要単位を充足した場合は、教育職員検定により幼稚園教諭二種免許状の授与を受けることができます。(免許法別表第8)

受けようとする免許状の種類				幼稚園教諭 二種免許状	
基礎資格				小学校教諭普通免許状を有していること。	
在職年数(備考2)				3	
科目名				単位数	
的理解に関する科目等	保育内容の指導法に関する科目等	第二欄	保育内容の指導法に関する科目	保育内容の指導法(情報機器及び教材の活用を含む。)	6
				合 計	

- 備考
- 各単位は、認定課程(前記(1)備考2)によるほか、他の課程(免許法認定講習等)においても修得することができます。
 - 基礎資格を取得した後、基礎資格となる免許状又は授与を受けようとする免許状に係る学校等において教諭又は講師(基礎資格にかかる特別支援学校の小学部の教諭又は講師を含む。)として在職することが必要となります。
 - 幼稚園、特別支援学校の幼稚部、幼保連携型認定こども園において、教員として1年以上良好な成績で勤務した旨の実務成績証明者の証明を有する者が、所要単位の軽減を受ける場合の修得方法は、上記表に掲げる所要単位の半数の単位を修得するものとします。(免許法施行規則 第18条の2備考4号)
 - 別表第8の最低在職年数(備考2の在職年数)へ算入した年数は、備考3の在職年数に含めることはできません。

- (4) 次の表の基礎資格を取得した後、それぞれの在職年数と所要単位を充足した場合は、教育職員検定により当該免許状の授与を受けることができます。(免許法附則第18項)

受けようとする免許状の種類			幼稚園教諭一種及び二種免許状	幼稚園教諭一種及び二種免許状
基礎資格 (備考2)			児童福祉法第18条の6第1号に規定する指定保育士養成施設を卒業していること又は同法第18条の8第1項に規定する保育士試験若しくは国家戦略特別区域法第12条の5第6項に規定する国家戦略特別区域限定保育士試験に合格していること	児童福祉法第18条の6第1号に規定する指定保育士養成施設を卒業していること又は同法第18条の8第1項に規定する保育士試験若しくは国家戦略特別区域法第12条の5第6項に規定する国家戦略特別区域限定保育士試験に合格していること
在職年数(備考3)			3年かつ勤務時間の合計が4,320時間以上	(備考4)
科目名			単位数	
解目 又は 保育 内容 の指 導法 の指 導法 に 関 する 基 礎 的 理 科	保育内容の指導法に関する科目	保育内容の指導法(情報機器及び教材の活用を含む。)	2(備考6)	1(備考7)
	教育の基礎的理解に関する科目	教職の意義及び教員の役割・職務内容(チーム学校運営への対応を含む。)	2	2
		教育に関する社会的、制度的又は経営的事項(学校と地域との連携及び学校安全への対応を含む。)	2	2
		教育課程の意義及び編成の方法(カリキュラム・マネジメントを含む。)	1	1
	道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目	教育の方法及び技術(情報機器及び教材の活用を含む。)	(備考6)	(備考7)
幼児理解の理論及び方法		1	—	
合計			8	6

備考1 単位は、認定課程(前記(1)備考2)によるほか、他の課程(免許法認定講習等)においても修得することができます。

- 2 学士の学位を有する場合は幼稚園教諭一種免許状、短期大学士・専門学校卒等の場合は幼稚園教諭二種免許状(高等学校を卒業していない者を除く。)が授与されます。
- 3 対象となる実務経験は以下の職員として、良好な成績で勤務した経験となります。
 - (1) 幼稚園(特別支援学校の幼稚部を含む。)において、専ら幼児の保育に従事する職員(幼児の保育に直接携わらない勤務は除く。)
 - (2) 幼保連携型認定こども園において園児の教育及び保育に従事する職員
 - (3) 次の施設における保育士(国家戦略特別区域法第12条の4第5項に規定する事業実施区域内にある施設にあっては、保育士又は当該事業実施区域に係る国家戦略特別区域限定保育士)

- ア 認可保育所
- イ 認定こども園
- ウ 小規模保育事業（A型、B型に限る。）を行う施設
- エ 事業所内保育事業を行う施設（利用定員が6人以上であるものに限る。）
- オ 公立の認可外保育施設
- カ へき地保育所
- キ 幼稚園併設型認可外保育施設
- ク 認可外保育施設（認可外保育施設指導監督基準を満たすもの）

※ ウ〜クにあつては、乳児又は幼児を専ら一時的に預かり又は宿泊させ必要な保護を行うものを除きます。

- 4 保育士等としての実務経験が3年以上、かつ勤務時間の合計が4,320時間以上に加えて、幼保連携型認定こども園において保育教諭等としての実務経験が2年以上、かつ勤務時間の合計が2,880時間以上の在職年数を満たす必要があります。
- 5 「教育に関する社会的、制度的又は経営的事項」の学修にあつては、日本国憲法の内容（とりわけ第26条（教育を受ける権利））が取り扱われるよう留意してください。取り扱われていない場合は、上記のほか日本国憲法の内容の修得が必要です。
- 6 「保育内容の指導法（情報機器及び教材の活用を含む。）」及び「教育の方法及び技術（情報機器及び教材の活用を含む。）」を合わせて2単位修得してください。
- 7 「保育内容の指導法（情報機器及び教材の活用を含む。）」及び「教育の方法及び技術（情報機器及び教材の活用を含む。）」を合わせて1単位修得してください。
- 8 免許法附則第18項による幼稚園教諭の普通免許状の授与の特例については、改正認定こども園法の施行の日から起算して15年を経過する日（令和12年3月31日）までの間とします。